

香川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県地球温暖化防止活動推進員制度の運営に関して、香川県地球温暖化防止活動推進員設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(申込)

第2条 推進員への就任を希望する者は、香川県地球温暖化防止活動推進員申込書（別記様式1）に履歴書（別記様式2）を添え、知事に提出するものとする。

(委嘱状)

第3条 知事は、推進員を委嘱したときは、香川県地球温暖化防止活動推進員委嘱状（以下「委嘱状」という。）を交付するものとする。

(台帳)

第4条 要綱第3条第1項に定める地球温暖化防止活動推進員台帳は、別記様式3のとおりとする。要綱第3条第2項の規定による報告は、台帳記載内容変更届出（別記様式4）を知事に提出して行うものとする。

(辞退届)

第5条 要綱第7条第1項に定める辞任の申出は、香川県地球温暖化防止活動推進員辞退届（別記様式5）を知事に提出して行うものとする。

(報告)

第6条 要綱第8条に定める年間活動状況の報告は、「香川県地球温暖化防止活動推進員としての活動報告」（別記様式6）に「活動報告書」（別記様式7）を添付して提出するものとする。

附 則

この要領は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月21日から施行する。